

同窓会会則

平成22年1月2日制定

最終改正：平成26年3月31日第3号

- 第1章総則（第1条～第3条）
 - 第2章事業（第4条）
 - 第3章会員（第5条）
 - 第4章役員（第6条～第10条）
 - 第5章顧問（第13条）
 - 第6章会議（第14条～第18条）
 - 第7章会計（第19条～第21条）
 - 第8章雑則（第22条、第23条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、上智福岡中学高等学校生物・化学部同窓会（以下「本会」という。）と称する。

（本部の所在地）

第2条 本会の本部は、上智福岡中学高等学校内に置く。

（目的）

第3条 本会は、旧泰星高等学校の卒業生である同窓生及び上智福岡高等学校の卒業生である同窓生、及びそれらの関係者である会員相互の親睦を図り、上智福岡中学高等学校生物・化学部の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一、広報活動の実施
- 二、同窓会名簿の編纂
- 三、総会の開催
- 四、役員会の開催
- 五、その他本会の目的達成に必要と認められた諸事業

第3章 会員

（会員）

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員から組織される。

- 一、旧泰星高等学校卒業時若しくは上智福岡高等学校卒業時に生物・化学部に在籍していた卒業生
 - 二、旧泰星中学校若しくは旧泰星高等学校在籍時に、又は、上智福岡中学校若しくは上智福岡高等学校在籍時に、生物・化学部の部活動に特に活発に参加していたと認められる者
 - 三、その他本会の会員であると認められる者
- 2 前項各号に該当する者であっても、役員会において会員として認められない

との決議がなされたときは、会員でないものとみなす。

第4章 役員

(会長)

- 第6条 会長は、後任の会長を指名することができる。ただし、再任を妨げない。
- 2 会長は、後任の会長が就任するまで、その任務を行わなければならない。
- 3 会長がする指名に異議があるときは、総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て、これを無効にすることができる。

(会長の解任)

- 第6条の2 会員は、総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て、会長を解任することができる。
- 2 前項によって会長が解任された場合には、総会において後任の会長を選挙によって選出する。自薦又は他薦によって会長候補者を選出し、会長候補者が複数ときは、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の多数を以て決定する。

(役員)

- 第6条の3 会長は、次の各号に掲げる役員を置くことができる。
- 一、相談役 1人以上
 - 二、副会長 1人以上
 - 三、事務局 1人以上
 - 四、学年幹事 1人以上

(役員を選任)

- 第7条 会長を除く役員は、会長の指名によって、会員の中から選出する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は、会長が決定することができる。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合に就任した役員は、前任者の任期を承継する。
- 3 役員は任期を終了した場合であっても、後任者が就任するまで、その任務を行わなければならない。ただし、任務を行うことができない格別の事由があるときは、他の役員がその任務を代行するものとする。

(欠員の補充)

- 第9条 役員に欠員が生じたときは、会長は会員の中から選任することができる。

(役員任務)

- 第10条 役員は、次の各号に掲げる任務を行う。
- 一、会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 二、副会長は、第4条に規定する活動の統括及び会計事務を行う。なお、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。
 - 三、事務局は、本会のウェブサイトの管理及び会長の求めに応じた活動を行う。

(補佐)

- 第11条 削除

第5章 名誉顧問

(顧問)

第12条 削除

(名誉顧問)

第13条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、会長がする指名によって選任され、会長の諮問に応ずる。

第6章 会議

(総会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(定時総会)

第15条 定時総会は、会長の発議によって召集する。

2 定時総会では、次の各号に掲げる議事を決議することができる。

一、会務の報告の承認

二、役員を選出

三、会則の改正

四、その他本会の活動に関する事項

3 定時総会での議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 定時総会は、インターネットを利用した通信手段等によって行うことができる。

(臨時総会)

第16条 臨時総会は、役員会において特に必要であると認められたとき、又は議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が委員会にあったとき、これを召集することができる。

2 臨時総会での議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 臨時総会は、インターネットを利用した通信手段等によって行うことができる。

(役員会)

第17条 役員会は、次の各号に掲げる者から組織される。

一、名誉顧問

二、相談役

三、会長

四、副会長

五、事務局

六、学年幹事

(同)

第18条 会長は、必要に応じて、役員会を招集する。

2 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

一、第4条に定める事業の執行

二、会員の認定及び除名

三、本会の運営上必要な事項の立案

- 四、その他本会の運営に関する重要な事項の執行
3 役員会は、インターネットを利用した通信手段等を用いて行うことができる。

第7章 会計

(本会の経費)

第19条 本会の経費は、寄付金収入及び会費の徴収及びその他の収入をもって充てる。

(会計期間)

第20条 本会の会計期間は、原則として一事業毎に定める。

(予算・決算)

第21条 役員会において特に予算の策定並びに決算が必要であると認められたときは、総会において報告し承認を得る。

第8章 雑則

(会則の改正)

第22条 本会則の改正は、総会の決議を経なければ効力を生じない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(住所の変更等)

第23条 会員がその住所などを変更したときは、可及的速やかに役員に通知するものとする。
2 会長を除く役員が前項に記載の通知を受けたときは、速やかに会長にその通知を伝達しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

(細則)

第2条 本会の運営についての細則は、役員会において定める。